

台風第 18 号災害に係る滋賀県及び京都府への職員派遣について

台風第 18 号災害で被災した滋賀県及び京都府から、関西広域連合に対し、公共施設（河川、治山、林道等）の復旧に係る職員派遣の要請があり、下記のとおり職員派遣の調整を行いましたので、ご報告します。

記

1 派遣要請内容

(1) 職種・人数

(単位：人)

職種	滋賀県	京都府	合計
土木職	2	5	7
農業土木職	—	2	2
林業職	2	2	4
合計	4	9	13

(2) 派遣期間 平成 25 年 11 月から 1 年間（滋賀県の林業職は平成 26 年 3 月末まで）

2 調整結果

(1) 職種・人数

(単位：人)

府県名	各団体 への 要請数	派遣先内訳							
		滋賀県			京都府				
		計	土	林	計	土	農土	林	事
大阪府	2	1	1		1	1			
兵庫県	2				2		1	1	
和歌山県	1				1			1	
徳島県	2	1		1	1	1			
鳥取県	1				1				1
三重県	1	1		1					
奈良県	1				1		1		
大阪市	1				1	1			
堺市	1				1	1			
神戸市	1	1	1						
合計	13	4	2	2	9	4	2	2	1

(2) 派遣期間等

派遣期間中の職員交代は可。派遣期間についても、今後の災害復旧状況に応じて別途個別に調整を行う。

【参考】配属先（予定）

(単位：人)

職種	滋賀県	京都府
土木職	高島土木事務所（高島市） 2	京都土木事務所（京都市） 2 南丹土木事務所（南丹市） 2
農業土木職	—	南丹広域振興局（亀岡市） 1 中丹広域振興局（舞鶴市） 1
林業職	西部・南部森林整備事務所 （大津市） 2	京都林務事務所（京都市） 1 南丹広域振興局（亀岡市） 1
事務職	—	建設交通部（京都市） 1